

(写)

徳島市と甲南大学との包括連携に関する協定書

徳島市（以下「甲」という。）と甲南大学（以下「乙」という。）は、包括的な連携協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙の包括的な連携のもと、まちづくりの各分野で知的・人的資源の交流を図り、甲と乙の更なる発展と充実に寄与し、地域連携を積極的に推進することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を実現するために、次の事項について連携・協力する。

- （1） 甲の魅力創出・発信に関すること。
- （2） 地域振興、地域課題の解決に関すること。
- （3） スポーツ・文化の振興に関すること。
- （4） 科学技術、産業の振興に関すること。
- （5） 教育の推進、人材育成に関すること。
- （6） その他、甲と乙の協議により必要と認める事項

（実施事業）

第3条 前条に定める事項に係る具体的な実施事業については、毎年度甲と乙の協議のうえ、別途定めることとする。

（連絡調整）

第4条 この協定に基づく連携協力を円滑に進めるため、甲と乙のそれぞれに連絡調整窓口を設置し、定期的な連絡調整を行うものとする。

（経費）

第5条 第2条に定める事項に要する経費の負担については、甲と乙の協議のうえ、決定する。

（守秘義務）

第6条 甲と乙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、次条に定めるこの協定の有効期間中であるとないたにかかわらず、その一切について守秘義務があることを確認する。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の3か月前までに、甲及び乙のいずれからも書面をもって改廃の申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲と乙が協議のうえ、決定する。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成30年10月24日

甲：徳島市

徳島市長 遠藤 彰 良 (自署)

乙：甲南大学

甲南大学長 長坂 悦 敬 (自署)